

第78回 佐用町議会〔定例〕会議録（第5日）

平成29年9月27日（水曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	久保正彦	税務課長	安東文裕
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	大永克司
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	加藤逸生
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	阿山安秀	三日月支所長	船引和範
	会計課長	高見寛治	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	服部憲靖		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 71 号 町道路線の廃止について（委員長報告）
日程第 2. 議案第 74 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 3. 認定第 1 号 平成 28 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 4. 認定第 2 号 平成 28 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 5. 認定第 3 号 平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 6. 認定第 4 号 平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 7. 認定第 5 号 平成 28 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 8. 認定第 6 号 平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 9. 認定第 7 号 平成 28 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 10. 認定第 8 号 平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 11. 認定第 9 号 平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 12. 認定第 10 号 平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 13. 認定第 11 号 平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 14. 認定第 12 号 平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 15. 認定第 13 号 平成 28 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 16. 認定第 14 号 平成 28 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 17. 認定第 15 号 平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 18. 認定第 16 号 平成 28 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）
日程第 19. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
日程第 20. 議員派遣について
-

午前 09 時 30 分 開会

議長（岡本安夫君） おはようございます。皆さん、おそろいでご出席を賜り、まことに御苦労さまです。

この会期中ですけれども、小学校、中学校の運動会、各種行事に皆さん参加されたことと思いますが、大変御苦労さまです。

また、国会、衆議院が突然の解散ということで、今のあれでは 10 月 22 日選挙ということで、まさに風雲急を告ぐという事態でございます。

9月6日の開会以来、決算特別委員会、本会議並びに常任委員会と、それぞれ慎重審議を賜り、まことに御苦労さまです。

今期定例会も最終日を迎えました。本日も、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。日程に入る前に、岡本義次君から発言の申し出がありますので許可いたします。岡本義次君。

7番（岡本義次君） 9月12日の一般質問、3項目、町からの補助金を出している団体についての質問の中で、お手元の発言取消申出書に記載していますとおり、一部、不適切な発言があり、これを取り消したいのでよろしくお願いいたします。

議長（岡本安夫君） ただ今、岡本義次君から9月12日の一般質問における発言について、議会会議規則第61条の規定に基づき、お手元に配付いたしております発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨申し出がありました。お諮りします。これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔矢内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 矢内議員。

10番（矢内作夫君） もう少し、どういう内容だったんか、ちょっと、はっきり説明してもらえんか、もういっぺん。

議長（岡本安夫君） 記載のとおりなんですけれども。

10番（矢内作夫君） これ見るんやけど、もうひとつようわからんのです。よろしいか。

議長（岡本安夫君） はい。

10番（矢内作夫君） 許可することは、やぶさかではないんですが、これテレビ放映されておるわけですよ。そのテレビ放映されておる、町民の方が見られておることについては、どういうふうな対応をしようと思われておるのか、ちょっと聞かせてください。

7番（岡本義次君） 私が、一般質問で発言したことについては、役場の方も何か動かれてたようでありますけれども、事実そのとおりでございまして、私が発言したことについては、間違いはなかったんですけれども、どう言うのですか、使途不明金という言葉が、一般のテレビ見られておる方が、いわゆる補助金の場合の分と、負担金の場合の分と混合して、補助金が、そういう一部なっておったら、ちょっとこういう、紛らわしいのか、あかんというようなことで、私が、この発言を取り消した次第でございまして。以上です。

ですから、町民は、そういう中身を誤解を受けたらあかんということで、ですから、もし、そういう方がいらっしゃったら、私が、ちゃんと言ってもらったら、その方に、もし

岡本のところへ聞いてくれと言われたら、ちゃんと答えますから。そこらへんについてはね。

[小林君 挙手]

議長（岡本安夫君） 小林議員。

3番（小林裕和君） 今の矢内議員の問いに、岡本議員、今、答えられました。

その中で、ちょっと聞き間違いかもわからん。私の言ったことは正しいのでという、間違いはないという発言があった。間違いないと、これ取り消す必要もなくなってくるんじゃないでしょうか。今の発言の中でですよ。

[矢内君「言うたことに違いはないって、岡本さん言うたやん。今。ほな、取り消す必要あれへん」と呼ぶ]

議長（岡本安夫君） 不適切な発言があったということを認められて、申し出があったわけなんですけれども、

[山本君「休憩して、ちょっとしたほうがええで、議事録に残るとあんまりよくないんで、ちょっと、1回休憩して、話したほうがええ」と呼ぶ]

議長（岡本安夫君） 暫時休憩します。

午前09時34分 休憩

午前09時44分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

[西岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、西岡議員。

12番（西岡 正君） この前の本会議の発言でありますので、今、取り消しについて、岡本議員のほうから文書の文面どおりという説明があったと思うんです。だから、皆さん、知っと思ってや思う。

で、言われた時の発言は取り消しますので、何も消えてしまいます。

今度、出てくる会議録には文面のとおりしか出てきませんから、これは、ちゃんと読んでもらわないと会議録に残りませんから、そのことだけ、はっきりしておいてください。

議長（岡本安夫君） はい、そういうことです。

[西岡君「ちょっと待ってくださいよ。そういうことじゃないやん」と呼ぶ]

議長（岡本安夫君） えっ？

12番（西岡 正君） 僕が言っているのは、前の会議録を取り消すんやろ？そしたら、消

えてしまうわけですよ。

そして、今、岡本議員が取り消しの時に発言されたのは、文面のとおりしか言っていないんですよ。

だったら、今度、新しい会議録には文面のとおりしか出てこないわけでしょう。

ですから、どこどこを、こういう文言を全部取り消してほしいと言わないと。次の会議録には残りませんよ。

言いよる意味わかりませんか。わからん？

そやから、取り消すんなら、この言った発言に対して、今言う、本人が文面に書いておるやつを呼んで取り消してもらわなったら、新しい会議録には残りませんよということを、僕は言っているんですよ。

9 番（山本幹雄君） 今日、今日の会議録に残れへんから、今日の会議録に残せということをやっているわけや。

12 番（西岡 正君） だから、その取り消した部分を、はっきり言わさないと、何を取り消したんや。文書のとおりだけしか残らないよということなんです。

だから、取り消す部分をはっきりと読んでもろて言ってもらわないと、新しい会議録には、何を取り消したかわからない。

意味わかりますか。

議長（岡本安夫君） はい、わかりました。はいはい。

それでは、その取消し内容の文言を…。

7 番（岡本義次君） それでは、「ある、そういう会長が、ちょっと使途不明金まではいかなかったんかもわからんけれど、そういう一部の人で金使って」の部分と、及び、「その中で使途不明金があって」この部分についてを取り消すということでございます。

議長（岡本安夫君） はい。

それでは、お諮りします。これを許可することに、ご異議ございませんか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） 異議なしの声がありますので、ご異議なしと認めます。よって、岡本義次君からの発言取消しの申し出を許可することに決定いたしました。

それでは日程に入ります。

日程第 1． 議案第 71 号 町道路線の廃止について（委員長報告）

日程第 2． 議案第 74 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（岡本安夫君） まず、日程第 1 及び日程第 2 を一括議題とします。これにご異議ご

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第71号、町道路線の廃止について、及び、日程第2、議案第74号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

議案第71号及び第74号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、委員長の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、千種和英君。

〔産業厚生常任委員長 千種和英君 登壇〕

産業厚生常任委員長（千種和英君） 本定例会におきまして、産業厚生常任委員会に付託されました審査の結果について、報告をさせていただきます。

審査日時は、平成29年9月21日木曜日、午前9時28分に開始をいたしました。

場所につきましては、第1庁舎西館3階、議員控室です。

出席者におきましては、委員7名、議長。当局からは、町長、副町長、総務課長、建設課長、商工観光課長、商工観光課定住対策室長。現地対応としまして、建設課河川管理室長、建設課道路河川管理室室長補佐でございます。

それでは、議案第71号、町道路線の廃止について及び、議案第74号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例についての審査の結果を報告させていただきます。

まず、議案第71号、町道路線の廃止についての審査でございます。

建設課長に追加説明を求めました。廃止する路線については、手布住宅線、延長44.21メートル、幅員1.91（後で訂正あり）メートルで、廃止する理由としては、町営住宅、手布住宅が廃止され、その町有地売却により町道としての効用がなくなったため、今回の廃止となったということです。

質疑をいたしました。質疑に関しては、道路そのものについては、認定外というような格好で残るのかということに対しまして、道路部分は、もう町道として廃止をする。あとは宅地ということに切りかえて、行政財産から普通財産に切りかえるという答弁がありました。

その後、現地調査を行いました。

現地調査終了後、休憩を挟み10時44分に再開しました。

質疑を求めました。質疑としては、売れた宅地の面積と単価についての質疑がありまして、面積については313.99平方メートル、1平米当たりの単価は1万5,319円という答弁でした。

また、この家を建てられようとする方は、どういった方かという質問に、生まれは佐用町内の方であり、現在は町外にお住まいではあるが、これを機会に佐用町へ帰って来られるという答弁がありました。

それと、売却時期と町道が廃止になるが、購入された時期に町道が廃止ということについては、理解されていたのかという質問に対しては、売却時期については、本年、平成29年6月12日。町道の廃止部分についても、その土地を含めて話は進めておりました。それに基づいて、家の配置計画も立てられていたということです。

これで質疑を終結し、討論に入りました。

討論はありません。

採決に移りました。採決の結果、賛成者全員。議案第71号、町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第74号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について、当局の追加説明を求めました。

このたびの主な改正は、上位法令である公営住宅法及び施行令並びに施行規則が改正されたものによるものと、改正前から条ずれのあった箇所についての改正であります。内容については、入居者が認知症等で収入申告が困難な場合に、町の調査に基づき家賃を決定できるように改正されたもので、法改正の背景としては、平成 27 年度の地方分権改革の提案として、社会的弱者への対応の観点から、今後、増加する単身の認知症患者については、本人の申告によらず市町村長等による代理申告が可能となるよう制度改正を提案するという提案に基づき、今回、法改正に至ったものである。町営住宅の家賃の決定方法等について、追加説明資料で説明を受けました。

質疑に入りました。

質疑の内容としては、今現在、町営住宅に認知症等で、この件に該当する方がいないということですねという確認でした。答弁としては、単身という方は、いらっしゃらない。ご夫婦で入居されている方で、片方が、少し認知症的なという世帯は、若干あるということでした。

また、公営住宅法に基づく入居者が家賃決定するための申告書、この前提で、それが提出がない場合に管理者が調査をする。調査対象となれば、むろん、その収入、本人にかかわるところの収入、所得が把握できるのであれば、住民の住民税の申告書がメインになると思うんですが、それも、今回のようなケースの場合の人で、住民税の所得申告ができない人というようなことが想定されても、こういった条例改正につながっているのか、でなければ、あくまで公営住宅法の改正に基づいて、住宅家賃の決定で、最高ランクに格付けざるを得なかった方を、少しでも適正にするために、住宅管理者に調査権を与え、調査できる範囲で家賃決定をして、適正にしようとしているものかという質疑に対しまして、税の申告自体もできないということを想定をした中で、町が調査できる範囲を調査をして、家賃を決定していくため、できるようにするための今回の改正であるという答弁がありました。

質疑は終わりました。質疑を終結し、討論に入りました。

討論はありませんでした。

討論がありませんでしたので、採決をいたしました。

採決の結果、挙手全員、賛成者全員ということで、議案第 74 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

以上、審査の報告とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） はい、ここで暫時休憩します。

午前 09 時 55 分 休憩

午前 09 時 56 分 再開

議長（岡本安夫君） はい、会議を再開します。

産業厚生常任委員長（千種和英君） 先ほど、読み間違いをしましたので、訂正をさせていただきます。

町道の廃止ですけれども、幅員 1.91 メートルと言いましたが、1.90 メートルが正しかったので、訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。以上です。

議長（岡本安夫君） 産業厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第 71 号から順次、委員長報告に対する質疑及び討論、採決を続けて

行いますので、よろしくお願ひします。

まず、日程第1、議案第71号、町道路線の廃止について、委員長報告に対する質疑を行ないます。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第71号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第71号は、委員長報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願ひします。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、議案第71号、町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第2、議案第74号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第74号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第74号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手願ひします。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、議案第74号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第3．認定第1号 平成28年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告)
日程第4．認定第2号 平成28年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告)
日程第5．認定第3号 平成28年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(委員長報告)

- 日程第 6. 認定第 4 号 平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 7. 認定第 5 号 平成 28 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 8. 認定第 6 号 平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 9. 認定第 7 号 平成 28 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 10. 認定第 8 号 平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 11. 認定第 9 号 平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 12. 認定第 10 号 平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 13. 認定第 11 号 平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 14. 認定第 12 号 平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 15. 認定第 13 号 平成 28 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 16. 認定第 14 号 平成 28 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 17. 認定第 15 号 平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 18. 認定第 16 号 平成 28 年度佐用町水道事業会計決算の認定について (委員長報告)

議長 (岡本安夫君) 続いて、日程第 3 から第 18 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 (岡本安夫君) ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
認定第 1 号から第 16 号までについては、所管の決算特別委員会に審査を付託しておりますので、決算特別委員長の審査報告を求めます。
決算特別委員長、平岡きぬゑ君。

〔決算特別委員長 平岡きぬゑ君 登壇〕

決算特別委員長 (平岡きぬゑ君) それでは、決算特別委員会に審査を付託されました、認定第 1 号から認定第 16 号について審査の結果を報告いたします。

決算特別委員会は、全議員 14 名で構成し、平成 29 年 9 月 7 日木曜日、午前 9 時から午後 4 時 52 分までと、翌 9 月 8 日金曜日、午前 9 時から 11 時 20 分まで審査を行いました。

なお、決算特別委員会に説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び、各課長、各支所長で、各審査項目においては関係課の室長及び担当職員の出席を認めました。

それでは、審査順に主な質疑、答弁と結果を報告いたします。

まず、一般会計、認定第1号、平成28年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、財産に関する調書で質疑がありました。

公共用財産の決算年度中の増減内訳高は。答弁として、公共用財産の学校用地は、旧徳久保育園の閉園に伴い、その後、南光小学校の駐車場用地247平方メートル増。公営住宅は、手布住宅の跡地を普通財産とし、住宅用地として公募しているので1,083.04平方メートル減。その他施設で712.25平方メートル。主なものは三日月藩の乃井野陣屋跡地合筆等で2,000平米増。旧中安保育園閉園で普通財産になり、1,100平方メートル減。山林は2件の寄附があり8万9,551平米増。1,402.59平方メートルは、下徳久、広山、折口等で普通財産から公募し減。9万829.8平方メートル増という回答がありました。

一般会計の歳入ですが、5款、町税。

質疑として、ふるさと納税で町民の方が他市町へ納税し住民税が控除された件数及び金額は。答弁は、63件、269万7,000円。控除額は120万2,747円で、75パーセント交付税措置がある。

質疑、町税の町民税、個人、法人、固定資産税、軽四、不納欠損、滞納繰越についての対応。また、大口件数と今後の見通しは。答弁は、預金等の差し押さえは160件、不動産の差し押さえは193件、分割納付誓約書は270件、また、1,000万円以上1件、500万円以上1件、200万円以上3件、この5件のうち、4件は納税相談し、分割納付。

質疑として、SPring-8の償却資産は。答弁は、平成28年度、佐用町、上郡町、たつの市の3市町合せて2億6,400万円の固定資産税があり、佐用町は5,702万7,400円。また、これまで一番大きかった時期は、平成10年で、全体で6億809万1,153円、旧三日月町分は3億3,266万3,500円との答弁がありました。

10款、地方譲与税から35款、交通安全対策特別交付金までについて審査を行い、質疑として、合併当初予定されていた普通交付税の減額は、どうなるのか。答弁として、減額を当初16億円程度を見込んでいたが、8億円程度になる見込み。

40款、分担金及び負担金、45款、使用料及び手数料についての審査で、質疑は、公共施設の使用料は、町民が利用しやすいよう免除を検討してはどうか。答弁は、税負担の公平性から全額免除や半額減免などの対応を行っている。

また、質疑として、保育料の滞納についての状況は。答弁は、延べ19人、151件の滞納があった。分納で納付してもらえるよう努めている。

また、質疑、住宅使用料の滞納状況。答弁として、滞納件数は、町営住宅5件、改良住宅1件、定住促進住宅2件、分納計画に基づいて徴収に努めている。

次に、55款、県支出金では、質疑が、新規就農総合支援事業補助金150万円の内容は。答弁は、いちご生産者1名に対して。

質疑、単位高年クラブ助成事業補助金について、クラブの減少数と対策についてはどうか。答弁として、合併時の87から64になっている。県の補助金なので登録することが必要。

60款、財産収入から85款、町債について質疑では、住宅貸付金の収納状況は。答弁は、住宅新築分9名、116万4,233円。住宅改修資金分5名、2万4,000円。宅地取得資金分4名、40万2,652円。住宅建設資金分14名、1万2,000円を収納した。

歳入の審査を終わり、続いて、一般会計の歳出、総務費について質疑、人事評価について。答弁は、年2回実施している。

続いて、質疑として、人件費の割合について。答弁で、福祉・行政サービスを提供するための人員確保は必要。

質疑、定住自立圏の事業内容と成果は。学校跡地活用と産業用地に絞って募集。たつの

市の負担で町の取り組みを行っている。

質疑として、田舎体験事業、委託事業の活動内容は。答弁で、町内の空き家を案内する事業を2回実施し、18名が参加。

質疑、生産作物研究販売委託料の内容は。答弁は、土づくりセンターで生産された堆肥を次世代農業プラントでの栽培に活用するための実験検証を行った。同委託料の関連質疑が行われております。

次に質疑として、地域自治包括交付金の活動内容は。答弁として、町内各地域づくり協議会ごとに活動。ヒアリングを行って交付している。

質疑、着地型観光の内容は。答弁、3回実施、180名が参加している。

さらに質疑として、地域特産物の高付加価値化及び販売促進等業務委託料について。答弁は、ひまわりオイルの消費拡大の取り組みを行っている。

質疑として、就農人材等育成・研修補助金の成果。販路などもプログラムに入れてはどうか。答弁は、野菜と果樹の帰農塾。直売所への出荷も進めていく。

質疑、老朽危険空き家除却支援事業についての質問に、答弁、該当は1軒。

質疑、防犯灯の設置について。答弁として、要望箇所と必要な箇所に設置していく。

続いて、15款、民生費についての質疑では、民生委員の活動について。答弁は、合併当初から70名。3年に1回に更新する。

質疑、外出支援事業の利用状況。答弁、社協に委託している。前年より利用者は減ってきている。

質疑、学童保育について。答弁、佐用マリア幼稚園、上月で実施。支援員は3人体制。

20款、衛生費について、質疑で、健康づくり推進について。答弁としては、個別指導ができるデータ化を平成29年度に行う。また、平成28年度からは、健康ポイント制を実施し、健康意識を高める工夫もしている。

25款、農林水産業費では、質疑として、中山間地域等直接支払推進事業補助金の内容は。答弁は、東徳久営農組合で薬草、カワラヨモギとドクダミに取り組んでいる。県の補助金。関連質疑が行われております。

また、質疑、指定管理者制度の対応と検討は。答弁は、それぞれの施設で経営努力している。赤字を町が補填しても維持し運営をするメリットが大きいという判断もある。

質疑、土づくりセンターの見通しは。答弁、畜産公害対策で行ってきている。修繕しながら運営していかざるを得ない状況。

質疑、自然観察村の運営状況。答弁、収入は増えている。人件費や光熱費などは利用料で賄えるようにしている。都市部からの入込客として貢献している。整備しながら運営していく。7名の臨時職員が担当している。

質疑、環境保全型農業直接支援事業交付金の活用内容は。答弁、肥料を減らす取り組みで、反当たり8,000円の補助がある。県の制度が平成28年度から認定農業者などの個人からグループで取り組むよう変更され、農事法人組合1カ所が継続となっている。

質疑、林業振興については。答弁、国の補助で森林ICTのシステム導入。現地に行かなくても、ある程度計画ができることを森林組合で活用している。

30款、商工費。質疑として、新規起業・創業支援事業助成金の成果は。答弁、商工会の加盟、指導をしてもらっている。

質疑、子育て支援券の効果の検証は。答弁、2年実施し、課題を出して分析した。

質疑、観光協会の補助金について。答弁として、集客イベントや看板の設置に使用。

35款、土木費。質疑は1件。

40款、消防費は、質疑なし。

45款、教育費。質疑で、学力調査、スクールバス運行委託料、関連質疑がありました。

55 款、公債費、60 款、諸支出金、80 款、予備費を審査しました。

以上もちまして、一般会計歳入歳出決算についての質疑を終結し、討論、採決を行い、原案に反対討論が金谷委員からありました。次に、賛成討論を石堂委員が行いました。

採決の結果、認定第 1 号は、挙手多数で、原案のとおり認定されました。

続いて、翌 9 月 8 日金曜日、午前 9 時から午前 11 時 20 までの時間で 2 日目の委員会を開催しております。

特別会計の審査を行っています。

認定第 2 号、平成 28 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入での質疑は、情報公開として有限会社 LLP の貸借対照表、損益計算書の資料を求める。答弁として、2 カ月に 1 回、経営会議で提出を受け審議している。中山太陽光発電事業、農業事業を分割した審議をしている。監査委員に資料提供し、決算審議資料は前向きに検討したい。

質疑、売電額など実績報告を求める。答弁は、売電実績は平成 27 年度 2 億 6,000 万円、平成 28 年度 2 億 4,000 万円。支出は借入金 1 億 3,000 万円。土地賃借料 500 万円。施設管理業務 500 万円。メンテナンス料約 800 万円。光熱水費約 300 万円。保険料事務経費等約 500 万円。

歳出の質疑では、除草など管理費について。答弁、カメラ設置している。管理は組合管理の中で行っている。

質疑を終結し、討論に入りました。

討論はなく、認定第 2 号を採決し、挙手全員で認定第 2 号、平成 28 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、国民健康保険特別会計、認定第 3 号、平成 28 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入の審査を行いました。

質疑は、医療給付費現年課税の増額要因は。答弁、2 年ごとに保険税の改定を行っている。

国民健康保険特別会計の歳出の審査では、質疑、保険者療養給付費、対前年度比増額。退職者被保険者等療養給付費減の理由は。答弁、医療費が県下で最も高いほう。特に高血圧症が伸びている。退職者被保険者等療養給付費は、平成 20 年度の改正で、新規加入は現在廃止されている。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての質疑を終結し、討論を行いました。

原案に反対討論が金谷委員からあり、次に賛成討論が千種委員からありました。

討論を終結し、認定第 3 号を採決し、採決の結果、挙手多数で、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 4 号、平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

歳入の質疑では、滞納繰越分、収納のパーセンテージと率の大きい滞納者の額。今後の見通しについて。答弁は、26.74 パーセントの徴収率、10 人、滞納は分納誓約書で徴収に努めている。

質疑として、保険料の引き上げによる影響は。答弁、2 年ごとの見直しで、平成 28 年度から引き上げになっている。

歳出の質疑を行いました。質疑はなく、討論を行いました。

原案に反対討論が金谷委員からあり、賛成討論は、加古原委員からありました。

認定第 4 号を採決し、採決の結果、挙手多数で、認定第 4 号、平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 5 号、平成 28 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい

てを審査しました。

歳入での質疑では、滞納繰越分普通徴収保険料について。答弁、新たな滞納者は 22 人。最高額で 54 万円。普通徴収時に滞納にならないよう電話で督促をしている。

質疑、介護保険料引き上げでの影響は。答弁、第 6 期の計画では、3 年間の計画で徴収し、平成 27 年度、平成 28 年度で 66 パーセント達成している。関連質疑もありました。

続いて、歳出についての質疑を行い、質疑、いきいき頭の健康教室委託料はどこか。答弁、テキストを、公文式に委託。19 名が教室に参加している。

質疑、生きがいと健康づくり事業委託はどこへ。また、参加者は。答弁、高年クラブの健康づくり事業とタイアップする形で、デイサービスを体験。延べ 114 回実施し、2,023 人の参加している。

質疑を終結し、続いて、平成 28 年度佐用町介護保険特別会計サービス事業勘定歳入歳出決算の歳入についての質疑を行いました。質疑はなく、質疑を終結しています。

歳出について、質疑を行い。質疑もなく、歳出についての質疑は終結。

討論を行い、まず、原案に反対討論が金谷委員からありました。次に賛成討論が加古原委員からありました。討論を終結。

認定第 5 号を採決し、挙手多数で、認定第 5 号、平成 28 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 6 号、平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

歳入での質疑はありませんでした。

歳出の質疑では、嘱託医報酬について。答弁として、養護老人ホームに義務づけがあり、毎週定期的に来ていただいている。

質疑を終結。

討論を行いました。

討論はなく、認定第 6 号を採決し、挙手全員で認定第 6 号、平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 7 号、平成 28 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

歳入での質疑では、滞納繰越分について。答弁、滞納者 174 名。各ご家庭を相談も含めて訪問し徴収している。

歳出での質疑はありませんでした。

質疑を終結し、討論に入りました。

討論はありませんでした。

認定第 7 号を採決し、挙手全員で、認定第 7 号、平成 28 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 8 号、平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

歳入での質疑はありませんでした。

歳出での質疑では、工事請負費について。答弁は、発電機や脱水機のインバータ修理、汚泥ポンプの取りかえなど 8 件。

質疑を終結しまして、討論はありませんでした。

認定第 8 号を採決し、挙手全員で、認定第 8 号、平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 9 号、平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

歳入の質疑はありませんでした。

歳出では、維持管理費の状況は。答弁として、昨年に比べて増額している。下水道施設の統合が課題、仕事になっている。

質疑を終結。

討論はありませんでした。

認定第9号を採決。挙手全員で、認定第9号、平成28年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第10号、平成28年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

歳入での質疑は、グループ用ロッジ使用料について。答弁、年齢、季節など料金設定をしている。

歳出での質疑、イベントでの渋滞など、特筆することはなかったか。答弁、渋滞はしたが事故はなかった。駐車場対策は人的体制など充実して対応した。

質疑として、委託料、使用料の按分について。答弁、当初、按分率2割、8割で県と協議している。

質疑を終結し、討論を行い、討論はありませんでした。

認定第10号を採決。挙手全員で、認定第10号、平成28年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第11号、平成28年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

歳入での質疑を行い、質疑として、一般会計からの繰り入れ4,600万円について。また、関連質疑で経営について、テクノの合宿所の影響がありました。答弁として、改修、メンテナンスなど必要なことをして運営していきたい。今後の課題だ。

歳出としては、歳出の質疑はありませんでした。

質疑を終結。

討論を行い、討論もありませんでした。

採決の結果、挙手全員で、認定第11号、平成28年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第12号、平成28年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

歳入歳出、質疑もなく、討論もありませんでした。

認定第12号を採決し、挙手全員で、認定第12号、平成28年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第13号、平成28年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査し、質疑なく、討論もなく、採決。

挙手全員で、認定第13号、平成28年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第14号、平成28年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

質疑なく、討論もなく、採決し、挙手全員で、認定第14号、平成28年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第15号、平成28年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、収入及び支出を一括して質疑を行いました。

質疑として、被害の状況について。答弁としては、1月に積雪で園芸施設ハウスが1棟倒壊した。

討論に入り、討論なく、採決。

挙手全員で、認定第 15 号、平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 16 号、平成 28 年度佐用町水道事業会計決算の認定についてを審査しました。

水道事業会計は、収入及び支出を一括して質疑を行い、質疑なく、討論もなく、認定第 16 号を採決し、挙手全員で、認定第 16 号、平成 28 年度佐用町水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定されました。

決算特別委員会に審査を付託されました案件は、全て終了いたしました。決算特別委員会を閉会しております。

委員会会議録の全文は議会事務局で保管されており、閲覧できます。詳細を調べられる方、議会事務局をご覧ください。

以上で、本特別委員会に付託を受けました決算審査の報告とします。

議長（岡本安夫君） はい、決算特別委員長の審査報告は終わりました。

なお、決算特別委員会で、議案に対する質疑は終結しておりますので、認定第 1 号から、順次、討論及び採決を続けて行いますので、よろしく願います。

まず、認定第 1 号、平成 28 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 認定第 1 号、平成 28 年度佐用町一般会計歳入歳出決算認定の反対討論を行います。

町財政は、経常収支比率が県下トップであることにみられるように財政指標は良好で、基金は 99 億 8,400 万円に積み増ししています。交付税の合併一本算定に向けての減額は、支所経費の算入などで緩和されており、一本算定に備えての基金積み立ての根拠は崩れています。この良好な財政状況は、起債の繰上げ償還ではなく、今、住んでいる住民のために充てるべきでした。

まちづくり推進では、それぞれの地域の課題を正確に把握し、それに対応した施策を町が主導的に推進すべきでした。

福祉の向上の面では、交通弱者が増加する中、外出支援サービスさよさよサービスの毎日運行など業務の見直しと、福祉タクシーの利用制限緩和など、利用者の利便性向上に努めるべきでした。保育士の正職員化は、保育の資質向上を図るもので、同一労働同一賃金の観点からも保育士の正規雇用拡大に取り組むべきでした。また、保健師は、保健・医療・福祉の充実に重要な役割を果たしています。さらに増員を図るべきでした。そして、健康で長寿を喜べるまちづくりのために特定健診、健康診断の充実とこの結果を踏まえた健康づくりの取り組みは不十分なものでした。文化・スポーツの発展を支援するためにも、町民の施設使用料の減免拡大に取り組むべきでした。

商工業の発展では、町内商工業者の支援として全国的に取り組まれている住宅リフォーム制度導入と、賃金単価を保障し、入札を適正化していく上で有効な公契約条例を制定すべきでした。商工振興の業務は、商工会任せではなく、町の業務と位置づけ、商工業者の

声を町の責任で直接把握し、それを商工業振興施策に生かすべきでした。また、県が制定したように町でも中小企業振興条例を制定し、抜本的な商工業者への支援が必要でした。

農業では、農業特産品の育成を強め、JA、県農業改良普及センターとも連携し、未耕作地対策など実効性のある農業振興への取り組みが必要でした。

小中学校の副教材費相当額の商品券助成は、町内商工業者への支援としては限定的であり、本来の義務教育無償の原則に沿って保護者からの集金ではなく町として実費負担すべきでした。

以上、町民の負担軽減、暮らし応援、農林・商工業の振興に不十分な決算となっていることを指摘して反対いたします。

議長（岡本安夫君） 次は、賛成討論の方はありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） 認定第1号、平成28年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

委員会でも申しあげましたように、本決算については、私たち佐用町議会が議決しました当初予算なり、補正予算が適正に目的に従って、そしてまた、効率的に執行されているかどうかというものであります。

その内容につきましては、決算委員会のほうでも明らかですし、先ほど行われました委員長報告によっても明確になっています。

とりわけ内容的に一部申し上げますと、例えば、地域づくりにおいては、それぞれの地域において、まちづくり協議会の発足から指導、この間、10年を経過し、各地域においては地域役員として、若手のセンター長なども登場し、さらに今後の各地域の展開について行政的な立場での指導も行われている。

あるいはまた、各地域から出てきている特任事業等についても、それぞれ予算措置がされ進められています。

そして、また、福祉の部門でいいますと、特に高齢者、あるいは高齢者二人暮らし等の外出支援について、反対討論の中では、その一部否定的な意見もありましたけれども、今年度の平成28年度決算を見ますと、さよさよ、それからタクシー助成、これらについては、昨年度の実績3万847名から3万1,174名という利用実績の向上をしています。

こうしたことから、明らかに行政運営について効果が出てきていることは明確であります。

また、決算書に付されている計数等につきましては、監査委員において専門的立場で照査され、それぞれ意見書に付されています。

ただ1点、この意見書の中で、昨年までの監査意見書に付されていなかった内容として、1つ申し上げたいのが、意見書の中の指定管理施設等関係施設の適正な管理と支援についての項目であります。このことにつきましては、これまでの平成27年度決算までの文面と一部違うことは、これは、その意見書を確認されている当局も十分に承知されていると思います。こうした施設の今後の継続の正当性も含め、その対応と対策を検討されたいという内容が含まれています。このことは、過去の意見書にない文面であり、行政側についても真摯に受け取り検討を進めていただきたいと思っております。

なお、決算内容の計数等につきましては、先ほど申しあげましたように、監査委員のほ

うで、それぞれ照査されています。その説明については省略をしますが、その内容、特に財政運営の総合的な判断指標である実質収支比率、そしてまた、経常収支比率、公債費比率等についても示されたとおりであり、健全財政が、さらに運営を続けているというふうに認識をしています。

特に、財政面で良好な状況を保ちながら、公債費等の繰上償還を積極的に、さらに計画的に進めている実態があります。

実質公債費比率の経緯を見ますと、過去、単年では平成 25 年から 10 パーセント。それから 8.2 パーセント、8.1 パーセント、そして、この平成 28 年度においては 6.7 パーセントというふうになっています。この実質公債費比率については、過去 3 年間の加重平均でありますので、7.6 という数字にはなっていますが、特に、平成 27 年から平成 28 年の経過については、繰上償還等が計画的に積極的に進められた内容になり、今後の財政運営に、さらに寄与されるものではないかと思えます。

以上、申し上げます、賛成討論とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） ほかに、討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 1 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 1 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、挙手、多数です。よって、認定第 1 号、平成 28 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 2 号、平成 28 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 2 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 2 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、認定第 2 号、平成 28 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 3 号、平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。まず、原案に対する反対討論の方は、ありますか。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 認定第 3 号、平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の反対討論を行います。

反対の理由は、国保税の負担軽減に背を向けていることです。国保税は平成 24 年に平均 10 パーセント、1 世帯当たり 8,114 円、平成 25 年には 6 パーセント、1 世帯当たり 7,741 円引き上げ。当年度は 8 パーセント、1 世帯当たり 8,114 円に引き上げました。これにより、滞納額も年々増加しています。滞納を減らすためには払える国保税にすることです。

国民健康保険法は、第 1 条で社会保障及び国民保健のための制度であるとし、4 条では運営責任は国にあることを明記しています。このことからしても国庫負担分を引き上げ、加入者の負担割合を抑えることが第一義ではありますが、町としては一般会計からの繰り入れを増やし、高い保険税を引き上げるべきでした。（後で訂正あり）

以上、反対討論といたします。

議長（岡本安夫君） はい、次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2 番（千種和英君） 認定第 3 号、平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

歳出の大半を占める保険給付金は、およそ 16 億 6,500 万円で、昨年より増加しており高い水準で推移しております。一方、国民健康保険税は、およそ 3 億 7,700 万円と給付費の増加分と比べても伸び率で非常に伸び悩んでおります。

このため一般会計から赤字補填分の繰り入れを含め 1 億 9,400 万円余りの繰り入れを行い、被保険者の負担軽減を図りながら 3,350 万円の黒字決算を結んでおります。

以上、認定に値する内容とし、賛成の討論といたします。

議長（岡本安夫君） ほかに討論はありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 先ほど、ちょっと、訂正させていただきます。

最後で、高い保険税を引き上げるべきと言いましたが、引き下げるべきに訂正させていただきます。

議長（岡本安夫君） ほかに討論ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 3 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 3 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって、認定第3号、平成28年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第4号、平成28年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 認定第4号、平成28年度後期高齢者医療特別会計決算認定の反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、平成20年度から75歳以上の高齢者を別枠の医療保険にする制度で、診療報酬を別立てにし病院が医療行為をすればするほど赤字になる制度になっており、高齢者に必要な医療行為が受けられる補償がありません。保険料は28年度、29年度分、均等割り額を年額で4万7,603円より694円引き上げ4万8,297円に、所得割率を9.70パーセントより0.47ポイント引き上げ10.17パーセントにしました。被保険者1人当たりの年平均保険料は下がりましたが、これは26年度の所得が高かったことと、5割2割軽減の対象者が増えたことによるものです。

後期高齢者の医療制度は、高齢者人口と医療費が増えるのに伴い、保険料が2年ごとに引き上げになる仕組みです。

年金の引き下げ、消費税率の引き上げなど高齢者にとって生活がますます苦しくなるもとの保険料は引き上げではなく引き下げこそ必要で、連合議会での保険料軽減に背を向ける町長の姿勢も批判して反対討論といたします。

議長（岡本安夫君） 次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1番（加古原瑞樹君） 認定第4号、平成28年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、高齢化が進み、年々医療費が増えていく中、国民皆保険制度を維持していく上で、県の広域連合に運営を一元化し、若者と高齢者の分担ルールのもと、高齢者分を高齢者全員で公平に負担する仕組みになっております。平成28年度の特別会計の歳出のほとんどは、その兵庫県後期高齢者医療広域連合への納付金であり、本町の高齢者が安心して適切な医療を受けるために、また、高齢者医療制度の維持のために必要な財源として使われております。

以上、申し上げ決算認定の賛成討論とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） ほかに討論は、ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第4号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第4号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、挙手、多数です。よって、認定第4号、平成28年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。
続いて、認定第5号、平成28年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。
まず、原案に対する反対討論の方は、ありますか。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 認定第5号、介護保険特別会計決算認定の反対討論を行います。
平成12年度から始まった介護保険制度ですが、平成27年度から平成29年度までの第6期計画で介護保険料は基準月額5,600円になりました。期を経るごとに保険料が引き上げられています。
これに対し、全国各地で一般会計からの繰り入れで保険料の軽減が図られています。一般会計からの繰り入れは、平成14年の3月参議院厚生労働委員会の国会答弁でも明らかのように国は禁止していません。
いや応なしの年金からの天引きで高齢者の生活を圧迫、給付は抑制するという制度になっています。介護保険会計も国保と同様、国の負担割合の増額が第1ですが、一般会計からの繰り入れで保険料の軽減をすべきでした。
以上、反対討論といたします。

議長（岡本安夫君） 次に、賛成討論の方は、ありますか。

[加古原君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、加古原議員。

1番（加古原瑞樹君） 認定第5号、平成28年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。
高齢者の介護を社会全体で支える制度として、平成12年からスタートした介護保険は、制度運用開始から17年を経た現在、第6期介護保険事業計画に基づいて運用されています。
高齢化が進む本町では、介護老人福祉施設は近隣の他市町に比べても充実しており、介護サービスは受けやすくなっておりますが、反面、これが給付額の増額に直結するという懸念材料でもあります。
平成28年度決算においては、一般会計から3億6,673万3,000円を繰り入れることにより、安心してサービスを受けることができているのですが、厳しい財政運営が続くと思われまます。今後も介護保険制度を維持させるため実施事業の検証、保険料、収納率の向上、低所得者への負担軽減など、適正かつ住民が安心できる制度の運用を要望して、賛成の討論

といたします。

議長（岡本安夫君） ほかに討論は、ありませんか。
ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第5号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第5号は、委員長の報告のとおり、
認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、挙手、多数です。よって、認定第5号、平成28年度佐用町
介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。
続いて、認定第6号、平成28年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について、
討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第6号は、委員長の報告のとおり、
認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、認定第6号、平成28年度佐用町
朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。
続いて認定第7号、平成28年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第7号は、委員長の報告のとおり、
認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、認定第7号、平成28年度佐用町簡易水
道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。
続いて、認定第8号、平成28年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第 8 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 8 号は、委員長の報告のとおり、
認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、認定第 8 号、平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 9 号、平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第 9 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 9 号は、委員長の報告のとおり、
認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、認定第 9 号、平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 10 号、平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第 10 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 10 号は、委員長の報告のとおり、
認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、認定第 10 号、平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 11 号、平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 11 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 11 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、認定第 11 号、平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 12 号、平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 12 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 12 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、認定第 12 号。平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 13 号、平成 28 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 13 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 13 号は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、認定第 13 号、平成 28 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 14 号、平成 28 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 14 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 14 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、認定第 14 号、平成 28 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 15 号、平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 15 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 15 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって、認定第 15 号、平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 16 号、平成 28 年度佐用町水道事業会計決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 16 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 16 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、認定第 16 号、平成 28 年度佐用町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

日程第 19. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 19 に入ります。

日程第 19 は、閉会中の委員会所管事務調査等についてであります。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し出のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査

及び継続調査については、別紙申し出のとおり決定しました。

日程第 20. 議員派遣について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 20、議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思います。
なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙に記載のとおり派遣することに決定しました。

議長（岡本安夫君） 以上で、日程は終了しました。
お諮りします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、第 78 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会します。
閉会にあたり、一言御挨拶申し上げます。
今期定例会は、9月6日から本日まで、22 日間の会期を定め、本日閉会の運びとなりました。
その間、平成 28 年度決算認定や、平成 29 年度補正予算等、多くの案件をご審議賜り、まことにありがとうございました。特に、決算特別委員会の平岡委員長、そして、小林副委員長には、大変ご尽力いただき、御苦労さまでございました。
また、町当局におかれましても、多くの資料作成等、準備をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、季節もいよいよ秋たけなわとなり、町内各地で秋祭り等の行事も多数予定されております。
議員各位におかれましても、体調に十分留意をいただき、ますます議員活動にいそしんでいただきますよう、よろしく申し上げます。
また、町当局におかれましても、町発展のために一層ご尽力いただきますことをお願いいたしまして、閉会の御挨拶とします。
それでは、町長、御挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 失礼します。閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。
まずは、本定例会、上程をさせていただきました平成 28 年度の各会計の決算、また、平成 29 年度の補正予算、ほか条例等、全てそれぞれ慎重にご審議いただきまして、原案

どおりご承認、また、可決決定をいただきまして、まことにありがとうございます。

この9月末で、平成29年度も上半期が終わります。この上半期、おかげさまで台風18号、大変心配しましたけれども、そうした被害もなく無事上半期を終えることができ、また、引き続いて下半期、あと平成29年度も半分になりました。それぞれ、計画をしております、予定をしております、いろいろな事業、また、事案につきまして、引き続いて、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、私の町長としての4年の任期の中で、この9月議会が最後の議会でございます。本当に4年間、あっという間の4年間でありましたけれども、年4回の定例会、また、それに臨時議会、そして、各委員会、それぞれ議員皆さんには、それぞれの議員のお立場、そして、町執行の責任者としての私、それぞれが、いろいろな協議をさせていただき、また、議論を深めさせていただいて、多くの課題に取り組むことができました。

今、いろいろと地方創生をはじめ、非常に町を取り巻くいろんな大きな、たくさん課題がある中で、後退せずに、少しでも前へ進めるように取り組むことができたということにつきまして、改めて議員各位のご支援とご協力に対しまして、厚くお礼を申し上げたいと思います。まことに4年間ありがとうございます。

本当に、季節が、今日から、かなり雨が降って、一雨ごとに秋も深まってまいろうかと思えます。一気に気温も下がるというふうな予報も出ております。

衆議院も解散をされて、そうした慌ただしい時世になっておりますけれども、議員各位におかれましても、健康に十分ご留意いただきまして、さらにご活躍をいただきますように、ご祈念申し上げまして、お礼の御挨拶にかえさせていただきます。まことにありがとうございます。

議長（岡本安夫君） それでは、皆さん、御苦労さまでした。

これをもちまして閉会しますが、午前11時15分から全員協議会をしたいと思っておりますので、それまで、よろしくお願ひします。

はい、御苦労さまでした。

午前10時58分 閉会
